発行：全国健康保険協会栃木支部

協会けんぽ 栃木支部からのお知らせ

職場内での回覧、掲示をお願いいたします

令和8年 11月号

提出はお済でしょうか？

令和８年度被扶養者状況リストの提出期限は12月11日（金）です！

被扶養者の再確認業務は協会けんぽ栃木支部にご加入の皆様の**保険料額の算出にもつながる**大変重要な事務です。また、健康保険法施行規則第50条に基づき実施しているものです。必ず提出期限までにご提出いただきますようお願いいたします。

令和8年度は**10月下旬から11月中旬（予定）**にかけて順次「被扶養者状況リスト」をお送りしております。被扶養者資格をご確認いただき、同封の返信用封筒にてご提出いただきますようお願いいたします。

※確認対象となる被扶養者がいない事業所様につきましては、被扶養者状況リストはお送りいたしません。

≪確認の対象となる方≫

以下のいずれかに該当する被扶養者

①健康保険の資格が重複している可能性が高い方

②同居が扶養認定の要件となっている続柄の方のうち、被保険者と別居している可能性が高い方

③令和7年中の課税収入額が130万円（60歳以上は180万円、19歳以上23歳未満かつ配偶者でない場合は年間収入が150万円）の金額を超過している方（18歳未満の者や令和8年4月1日以降に認定された者を除く）

※上記に該当する被扶養者がいない場合は、被扶養者状況リストはお送りいたしません。

≪送付時期≫

令和8年10月下旬から11月中旬にかけて順次送付しております。

≪提出期限≫

令和8年12月11日（金）

≪扶養解除となる被扶養者の方がいる場合≫

確認の結果、扶養解除となる場合は、被扶養者状況リストと被扶養者異動届を提出します。

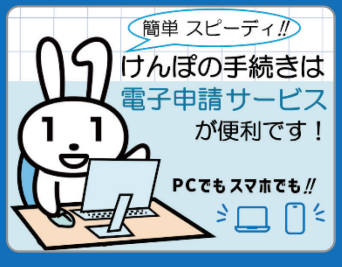
扶養解除の迅速化のため、被扶養者異動届は可能な限り電子申請により、日本年金機構へお届けください。

なお、電子申請によるお届けが難しい場合は被扶養者状況リストに同封の被扶養者調書兼異動届を協会けんぽへご提出をお願いいたします。

≪令和7年度の実績≫

○ 扶養解除者数　約18.8万人

○ 高齢者医療制度への負担軽減額（効果額）　約6億円



けんぽアプリから電子申請をご利用いただけます！

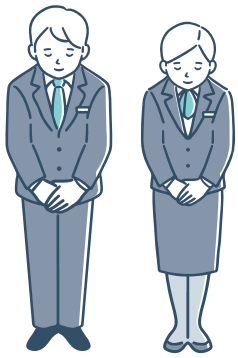
スマホで簡単に申請可能！

詳しくはこちら

「医療費のお知らせ」の一斉送付は終了しました

協会けんぽによる事業所様宛の「医療費のお知らせ」一斉送付は、
マイナポータル等のデジタル化の進展に伴い、
令和7年度（令和8年1月送付分）で終了いたしました。

今後は、ご自身のスマートフォンやパソコンから「マイナポータル」を
ご利用いただき、医療費情報をご確認いただきますようお願いいたします。



マイナポータルで医療費情報を確認するメリット

スマートフォンやパソコンから、いつでも医療費情報を閲覧(※)できます。
また、確定申告（医療費控除）でe-Taxと連携すれば自動入力が可能です。

(※)受診した月の翌々月の11日以降に閲覧できます。
なお、1月から12月までの1年間分の情報は、原則2月9日以降に閲覧できます。



マイナポータルを利用した医療費の確認はこちら

医療費控除を受けられる方は、国税庁HP確定申告
特集をご確認ください
※令和８年12月上旬頃に更新予定です。

紙の「医療費のお知らせ」を希望される場合

令和8年1月～12月診療分の医療費のお知らせについて、
書面による送付を希望される場合は、「医療費のお知らせ依頼書」にて、
令和9年3月以降にご依頼ください。

※医療機関から協会けんぽに医療費のデータ（レセプト）が届き、医療費のお知らせに反映されるまで受診月から3か月程度かかります。確定申告の期間内に間に合わない場合があるためご留意ください。

医療費のお知らせ依頼書のダウンロードはこちら

「もしも」と「いつも」に安心を。
協会けんぽ　全国健康保険協会　栃木支部
〒320-8514　宇都宮市泉町6-20　宇都宮DIビル7階
☎028-616-1691（代表）
受付時間：平日8:30～17:15（土日祝・年末年始を除く）
協会けんぽ栃木支部　検索　https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/tochigi/

健康保険制度等に関するお役立ち情報配信中！

栃木支部公式 LINE
お友だち登録はこちらから→

栃木支部公式 メルマガ
新規登録はこちらから→